

局所排気装置の自主検査ポイント

局所排気装置については、労働安全衛生法57号（同法第45条に基づく政令・省令）により定期自主検査が義務付けられており、具体的な点検項目・方法は厚生労働省の『局所排気装置の定期自主検査指針』等で示されています

参考：労働安全衛生法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057>

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb5578&dataType=1&pageNo=1

Q

いつから義務化されたの？

A

昭和47年6月8日に公布されました

Q

局所排気装置の検査方法が具体的に示されたのはいつ？

A

昭和58年2月23日に公示され廃止後、
現在は平成20年3月27日公示に改められました

Q

最近なぜ局所排気装置の検査を行う企業が多くなったの？

A

局所排気装置の検査に関して安衛法や自主点検指針に変更はないですが2024年4月の化学物質管理の法改正に伴い工学的措置の中で局所排気装置の設置が選択肢に盛り込まれた事により、新設以外にも既存施設の点検強化を行う企業が大幅に増加しました



KANOMAX
The Ultimate Measurements

局所排気装置の制御風速 (対象規則や装置の形によって値が違います)

有機溶剤中毒予防規則

局所排気装置の型式		制御風速
囲い式フード		0.4 m/sec
外付け式 フード	側方吸引型	0.5 m/sec
	下方吸引型	0.5 m/sec
	上方吸引型	1.0 m/sec

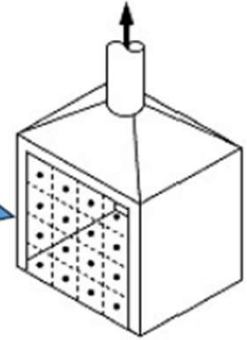
粉じん障害防止規則(特定以外の粉じん発生源)

局所排気装置の型式		制御風速
囲い式フード		0.7 m/sec
外付け式 フード	側方吸引型	1.0 m/sec
	下方吸引型	1.0m/sec
	上方吸引型	1.2m/sec

特定化学物質障害予防規則

物の状態	制御風速
ガス状	0.5 m/sec
粒子状	1.0 m/sec

例えば。
囲い式フードは
16以上分割測定して
最も小さい数値を
制御風速と比較する



局所排気装置 風速点検 制御風速表示機能あり



16点測定する毎に キーを押すと
測定データが保存されます。

測定後、平均値、最大値、最小値を
表示することが出来ます。

最小値＝制御風速ですので局所排気
装置の風速管理に便利です。

標準価格 158,000円

アネモマスター プロフェッショナル Model 6036

フレキシブル設計

風速計 JIS-T8202準拠



日本カノマックス株式会社
お問合せ : 0120-009-750

E-mail : environment@kanomax.co.jp

【本社】 大阪府吹田市清水2-1 (〒565-0805)
TEL : 06-6877-0444(代)

【東京支社】 東京都港区浜松町2-6-2 (〒105-0013)
TEL : 03-5733-6023

【営業拠点】 ●東京営業所 TEL : 03-5733-6023
●名古屋営業所 TEL : 052-953-5660
●大阪営業所 TEL : 06-6877-0447